

「兵庫県立農業高等学校いじめ防止基本方針」

平成 29 年 8 月 31 日改定

1 学校の方針

本校は、校訓「ゆたかな情操・たゆまぬ研鑽」を基調に、自主・自律の精神と積極的な実践力の養成、基礎・基本の確実な定着と自ら学ぶ意欲・態度の養成をはかるとともに、新しい時代に即応した青年農業経営者並びに関連産業従事者に必要な広い知識と技術を身につけさせ、人と自然の調和をめざした環境づくりに貢献する実践的な態度や能力をも育てることを目標としている。

これらの目標を実現するため、全ての生徒が安心して学校生活を送り、学習・実習ほか様々な活動に取り組むことができるよう、「兵庫県立農業高等学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校いじめ防止基本方針」と称する）を定める。

2 基本的考え方

本校は、県内の農業高等学校を牽引する立場として、意欲の高い生徒がさまざまな研究活動に取り組み、農業クラブのプロジェクト発表等で毎年めざましい成績を挙げている。

その一方で、地域における本校の評価は必ずしも高くない時代があり、過去には、特別指導対象者が年間 70 人以上、退学者も多かったが、地道な生徒指導、特に「段階指導」の導入の効果か平成 21 年ごろから特別指導対象者も退学者も減少し、日常生活や学習活動においても落ち着いた雰囲気になってきた。農業クラブや生徒会活動、行事への取り組みも向上し、積極的により良い学校を作っていこうとする方向性ができている。

このような中で、いじめは良い方向性を阻害するものとしてとらえ、いじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は当事者生徒の気持ちや立場を尊重しつつ速やかにいじめを解決するための以下の指導体制を構築し、組織的対応を行うものとする。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの予防と早期発見を効果的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙 1 校内指導体制及び外部との連携

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを早期発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙 2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙 3 年間指導計画

(3) 計画的な実践に基づく点検・評価・改善

入学から卒業までの 3 年間で計画的にいじめ対策を実施する。入学時に調査を行い、保護者から情報を得ることにより、生徒の状況を把握し中学校での様子などを共有する。それにより、個々に対してきめ細やかな指導につなげることができる。また、夏季休業明けに面談週間

を設定し、アンケートを実施して、生徒の些細な変化を把握しやすい環境を作る。

実施した全てのアンケート調査を3年保管として、どのような場合でも生徒自身の様子を振り返ることのできる体制を整える。

また、学校評価に位置づけ、目標の設定を行い、実践した内容の点検と評価を受け、改善に努める。

別紙3 年間指導計画

(4) いじめ発生時の組織的対応

いじめにつながりかねない事案、いじめが疑われる事案を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、事実確認を行い、迅速に解決するための組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

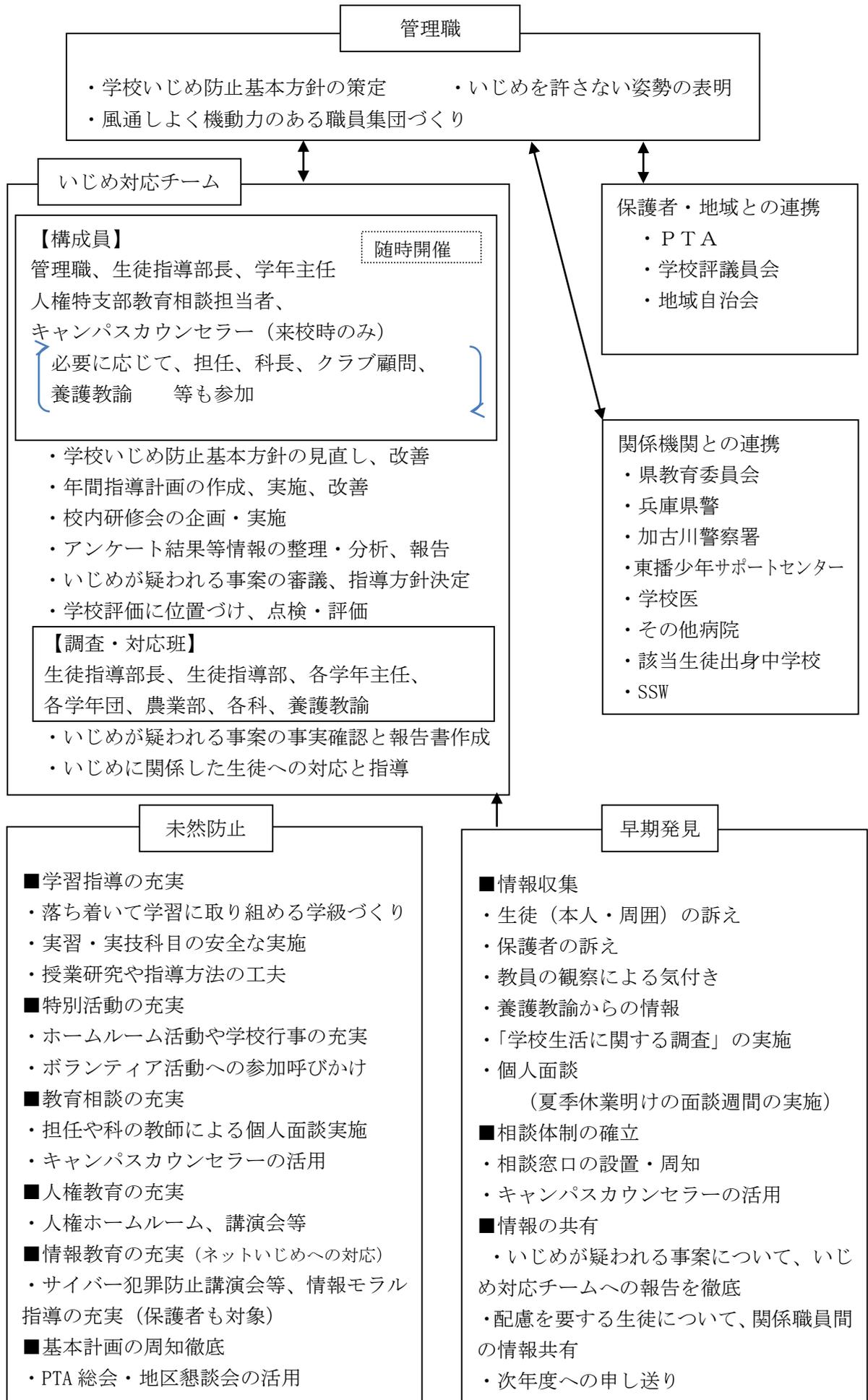
校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

県内の農業高等学校を牽引する立場としてだけでなく、地域に開かれ愛される高校をめざしている本校は、学校ホームページやマスコミを利用した情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、策定した「学校いじめ防止基本方針」については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問、地区懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するため、この「学校いじめ防止基本方針」が実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対応チームを中心に点検し、必要に応じて見直す。見直しに際し、実際のいじめ事案及び当事者生徒の意見から学び、また広く生徒、PTA、学校評議員、地域の方々、外部機関や専門家等の意見を求めるよう留意する。



担任クラス、担当科目等で、下記のような現象がおこっていないか、該当する生徒がいないか、チェックしてください。

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 教職員に見えないように人をからかったりいたずらしたりしている
- 教職員が近づくと、集団が黙り込む
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 教職員が近づくと、集団が分散する

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

◎授業中・休み時間

- 発言すると他の生徒から冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

◎昼食時

- 教室で一人離れて食べている
- 昼食時になると教室外に行くことが多い

◎清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする

別紙3 年間指導計画

(改訂版)

| | 会議等 | 未然防止に向けた取組 | 早期発見に向けた取組 |
|-----|-------------------------|-----------------------|--------------|
| 4月 | いじめ対策会議 (指導方針・計画作成) | 学級づくり | 入学生への調査 |
| | | | 学校評価へ年間目標の提示 |
| 5月 | PTA 総会 職員研修会 | | |
| 6月 | いじめ対策会議 | 人権ホームルーム① | 公開授業① |
| | | 学校生活に関する調査① | |
| 7月 | 地区懇談会 | 加古川市学警連絡会① | |
| | | 生徒指導講演会 | |
| | | 地域ボランティア参加 | 三者面談 |
| 8月 | | 地域ボランティア参加 | |
| | | カウンセリング研修 | |
| 9月 | | 夏季休業明け生徒アンケート 面談週間 | |
| 10月 | | | 公開授業② |
| | | 人権ホームルーム② | |
| 11月 | | 学校生活に関する調査② | |
| 12月 | いじめ対策会議 (取組のまとめと見直し) | | |
| | | 生徒指導講演会 | |
| | | 地域ボランティア参加 | |
| 1月 | | 加古川市学警連絡会② | |
| 2月 | | 人権ホームルーム③ | |
| | | 学校生活に関する調査③ | |
| 3月 | いじめ対策会議 (本年度のまとめ) | 生徒指導講演会 | |
| | | 学校評価項目での点検・評価・改善 | |

※ 学校生活に関する調査及び夏季休業明け生徒アンケートについては、いじめが疑われるものを担任がコピーし、学年主任・生徒指導部長に提出する。それを受けていじめ対策会議を開催し、情報の共有と対応を行う。

